

職場の健康づくりを応援します

新発田地域産業保健センターでは、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。



医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者の健康を保持するために必要な措置について、事業主が医師から意見を聴くことができます。

就業上の措置とは

- (1) 就業区分（通常勤務、就業制限、要休業）
- (2) 措置の内容は労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少 などです。

* 労働安全衛生法により義務づけられており、健診後 3 か月以内に毎年、行う必要があります。

健康相談

健康診断結果に基づいた健康管理、作業関連疾患の予防方法、メンタルヘルスに関すること、日常生活における健康保持増進の方法などについて医師や保健師が相談に応じます。

- 健康診断の結果の見方がわからない
- 従業員の心身の健康管理はどうすればよいか
- 脳・心臓疾患を予防するための保健指導など

長時間労働者・高ストレス労働者に対する面接指導

時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者またはストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し医師が面接指導を行います。

* 労働安全衛生法により義務づけられています

個別訪問による産業保健指導

- 医師、保健師または労働衛生工学専門員が職場を訪問し、健康診断の結果や健康管理、作業環境管理等のアドバイスを行います。
- 訪問時、希望により生活習慣の改善、禁煙等に関する「健康講話」などを行います。



ご利用にあたっては、
あらかじめご連絡ください。

- この事業は厚生労働省補助事業です。
年 2 回まで **無料** で利用できます。
- 相談内容や指導内容については、秘密を守ります。

対象地域：新発田市・聖籠町・阿賀野市・胎内市・村上市・関川村

新発田地域産業保健センター

一般社団法人新発田北蒲原医師会内

〒957-8577 新発田市本町 4 丁目 16-83

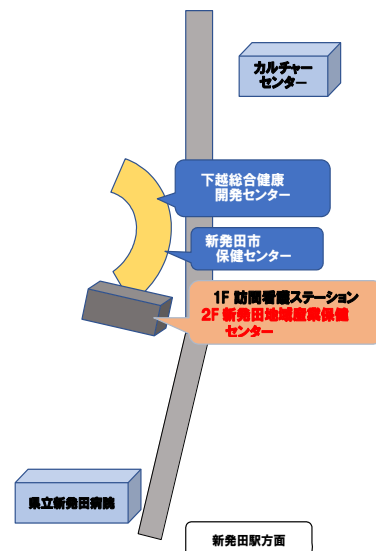
問 合 せ：月～金曜日 12:00～15:00 電話 0254-23-8366

利用申込書：「新潟産業保健総合支援センター」のホームページ
の「地域産業保健」の当センターより取り出せます

ホームページ <https://www.niigatas.johas.go.jp>

新潟産業保健

検索



ご利用の流れ

問合せ

◆ご利用になる場合、事前に下記までお気軽にお問い合わせください。

☎ : 0254-23-8366 平日 12 時～15 時

申込み

◆申込書を提出してください。

申込書はこちらから

☞ 独立行政法人 労働者健康安全機構「新潟産業保健総合支援センター」

<ホームページ> <https://www.niigatas.johas.go.jp> 新潟産業保健 検索
地域産業保健 > 新発田地域産業保健センター

☐ 健康診断結果についての医師の意見聴取をご希望の場合

※下記の書類を揃えて提出してください。（窓口へ持参又は郵送）

1. 利用申込書  (PDF または Excel シート)に記載
2. 産業医指導証明書(Word)に記載 ( 記入例参照)
3. 健康診断結果の写し(有所見者のみ)

☐ その他、ご希望のサービスに併せて、別途必要書類の提出をお願いします。

日程調整

◆面談場所・日程の調整をいたします（事業所に近い場所を調整）

- ① 相談窓口（新発田地域産業保健センター）
- ② 医療機関（当センターの登録産業医が所属する医療機関）
- ③ 村上支所（村上市岩船郡医師会館）

相談
面接

◆面接会場にて事業場担当者に就業判定の結果や指導内容を説明し、書類を返却いたします。

訪問

◆希望や必要に応じ、事業場を訪問し従業員の健康相談等いたします。